

南小だより

＜学校教育目標＞
 学ぶ子 やさしい子 たくましい子

5月号（令和5年5月2日発行）

伊東市立南小学校 文責：牧野信隆

運動場の木々の緑が日に日に色濃く変化していく様子に、初夏の訪れを感じます。さわやかな風の中、子供たちは元気いっぱい跳んで、走って、遊んでいます。

先日は参観会・懇談会へのご出席をありがとうございました。今後、学校とご家庭とで確認した学年・学級の方針に従って、同一歩調で教育活動を進めていきたいと考えております。1年間、どうぞよろしくお願いいたします。

5月の予定

※特4→特別日課4、普5→普通日課5、[]内は学年を表します。

日	曜日	絵	行事等	日	曜日	絵	行事等
1	月	○	1年4h 防犯訓練	17	水	○	読み聞かせ[2] [6]特別集金 尿検2次
2	火	○	1年4h PTA 本部	18	木	○	歯科検診[1,4]
3	水		憲法記念日	19	金	○	普5 読み聞かせ[3] 引き渡し訓練
4	木		みどりの日	20	土		PTA 奉仕作業
5	金		こどもの日	21	日		
6	土			22	月	○	
7	日			23	火	○	特5 学年集会(高)
8	月	×	特4(給食なし)	24	水	○	PTA 会費集金 教育相談
9	火	○		25	木	○	歯科検診[2,3]
10	水	○	集金日	26	金	○	学年集会(中) プール清掃
11	木	○	歯科[1,6] PTA 運営委 教育相談	27	土		
12	金	○	普5	28	日		
13	土			29	月	○	読み聞かせ[1]
14	日			30	火	○	
15	月	○	読み聞かせ[1]	31	水	○	読み聞かせ[2]
16	火	○	[1,4]心電図検診 運動会係会				

6月の予定

日	曜日	絵	行事等	日	曜日	絵	行事等
1	木	○	歯科[2,5]、耳鼻科[3]	16	金	○	たてわり結団式 眼科[5] 学校関係者評価委
2	金	○	読み聞かせ[3]、眼科[2]、尿検予備	17	土		
3	土	×	運動会	18	日		
4	日		運動会予備	19	月	○	読み聞かせ[4] [6]交通安全を語る会 プール開き(高)
5	月		振替休日	20	火	×	お弁当の日 [5]ジオ学習 [4]市内見学 プール開き(低)
6	火	○	月曜日課 代表委	21	水	○	読み聞かせ[5] [6]特別集金 内科[1,4]
7	水	○	集金日 内科[1,6]	22	木	○	[5]特別集金 内科[2,5] [5]新体カテスト
8	木	○	耳鼻科[5] 教育相談	23	金	○	読み聞かせ[6]
9	金	○		24	土		
10	土			25	日		
11	日			26	月	○	委員会
12	月	○	健康タイム	27	火	○	
13	火	○		28	水	○	参観会・懇談会(高)
14	水	○	ノーメディア	29	木	○	参観会・懇談会(低)
15	木	○	ノーメディア 内科[2,3]	30	金	○	たてわり

南っ子のちょっとした話

4月のある日、地域の方から電話がありました。その方が言うには、アピタのエレベーターで乗り降りに苦勞していたところ、小2くらいの女の子が、ドアを開けて乗り降りを助けてくれたとのこと。とてもうれしかったとのことで、連絡をくださいました。



スクールカウンセラーが変わりました

昨年度までの白鳥 SC に替わって、今年度から石田 盛己 SC が本校のカウンセラーとして勤務します。勤務日及び時間は下の通りです。

今年度は、地域・家庭に開かれた学校を目指して、石田 SC が来校する日を「教育相談日」とし、保護者の皆様からの面談希望を受け付けます。お申し込みは教頭（牧野）、または各担任までご連絡ください。



月	勤務日	月	勤務日	月	勤務日
4月	27日(木)	5月	11日(木), 25日(木)	6月	8日(木), 22日(木)
7月	6日(木)	8月	なし	9月	7日(木), 21日(木)
10月	12日(木), 26日(木)	11月	9日(木), 30日(木)	12月	14日(木)
1月	18日(木), 25日(木)	2月	1日(木), 22日(木)	3月	7日(木)

4/20 遠足に行ってきました！

夏を思わせるような好天の中、遠足を行いました。新しい学年になり、新しい仲間との絆づくりや学級づくりを目的として、各学年が市内の各地に徒歩、電車等で出かけました。すばらしい天気にも恵まれ、思い出に残る楽しい1日になりました。



1年生…旧川奈小学校

2年生…小室山、恐竜広場

3年生…丸山公園

4年生…ぐらんぱる公園

5年生…万葉の小径、奥野ダム

6年生…一碧湖

4/17 1年生、給食スタート！！

4月7日に入学し、少しずつ学校生活に慣れてきた今年の1年生が、初めての給食を経験しました。先生や支援員の手を借りながら、自分たちで配膳し、初めての「いただきます！」…この日のメニューはカレーライスです。ちょっとドキドキしながら、友達と一緒に食べる初めての給食は、子供たちの心に残ったことと思います。



新型コロナ感染症について～学校保健安全法施行規則の一部改正～

文部科学省から、学校保健安全法施行規則の一部が改正されたことのお知らせがありました。約3年前、学校生活に大きな衝撃を与えた新型コロナ感染症の、感染症法上の位置づけが変わります。今後の教育活動の概要については、5月1日付けて配付した通知の通りですが、感染症としての位置づけが変わったことにより、出席停止の措置にも変更があります。具体的には次のようになります。

○陽性となった場合…発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快(※)した後1日を経過するまでは出席停止です。(※解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること)

○無症状で陽性の場合…検査した日から5日を経過するまで出席停止です。

○感染が不安で休ませる場合…直ちに出席停止とはなりません。同居家族に感染リスクが高い者がいて、他に手段がないと校長が判断した場合や、基礎疾患等があり主治医が登校すべきでない判断した場合は出席停止になることもあります。

これまでのように風邪症状等で出席停止になることはありません。しかし、少しずつ以前の学校生活を取りもどしつつある現在、爆発的な感染拡大は避けたいと考えています。発熱やのどの痛み、せき等、ふだんとはちがう症状がある場合、まずは自宅で休養することを考えていただくとありがたいです。ご理解、ご協力をお願いいたします。